

地域で見守るみんなで防ぐ 高齢者虐待

平成18年4月1日より、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」略して高齢者虐待防止法が施行されています。この法律では、近年、深刻な問題になっている「高齢者虐待」の早期対応・発見と、養護する家族への支援、地域ぐるみの見守りの大切さを呼びかけています。

**見守り、気づき、助け合い
みんなで築こう虐待の起こらない地域**

- 虐待のことで相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。

せたな町保健福祉課地域包括支援センター
☎0137-84-5699（直通）

パスポートを申請される皆様へ

パスポート申請に郵便はがきの提出は不要となりました。

※申請書用紙には郵便はがきが必要と記載されていますが必要ありません。
(申請書用紙は6月に改正される予定です)



本庁町民児童課 ☎0137-84-5111
瀬棚総合支所総務税務課 ☎0137-87-3311
大成総合支所町民福祉課 ☎01398-4-5511

プルサーマル計画に関する有識者検討会議の検討結果について

北海道及び地元4町村（泊村、共和町、岩内町及び神恵内村）では、北海道電力(株)泊発電所3号機におけるプルサーマル計画の安全性について、「プルサーマル計画に関する有識者検討会議」を設置し、科学的かつ専門的な見地から慎重に検討を行ってきました。

その結果、平成20年12月14日に有識者検討会議からプルサーマル計画については「安全性が確保される」との結論に至り、知事及び地元4町村長に提言が行われました。

北海道では、有識者検討会議における検討結果を、より多くの道民の方にしていただくため、検討結果の「概要版パンフレット」を全道の各支所や市町村に配置するとともに、「プルサーマルQ&A」を北海道のホームページに掲載しています。

プルサーマル計画の安全性に関する検討結果についてご理解を深めていただくため、ぜひご覧ください。

※詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）

■問合せ先／北海道総務部危機対策局原子力安全対策課 ☎011-204-5012（ダイヤルイン）



宮本 則子 (みやもとのりこ)
せたな町立国保病院作業療法係
(作業療法士)

はじめまして、宮本と申します。先月まで八雲町の老人保健施設で働いておりました。少しでも早くせたな町に慣れ、皆様のお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

新採用職員をご紹介します

**皆さんどうぞ
よろしくお願
い
します!!**

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

～ 平成21年度の保険料 計算の方法と軽減の仕組み ～

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。

ただし、4月分、6月分および8月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算しています。正式な保険料は、支払方法とともに、7月に個別にお知らせします。

■年間保険料の計算方法（平成21年度）

均等割 [一人当たりの額] 43,143円	+	所得割 [所得※1に応じた額] (平成20年の所得－33万円) × 9.63%	=	1年間の保険料 (限度額50万円)
------------------------------------	---	--	---	-----------------------------

注) 1年間の保険料について

※月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入

⇒1年間の保険料÷12ヶ月×8ヶ月(8月～翌年3月)＝長寿医療制度の保険料

※100円未満の端数は切り捨てます。

※1) 所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など。)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

■所得の低い方は保険料が軽減されます

①均等割の軽減

所得の低い方は、均等割43,143円が次の例のとおり軽減されます。

例) 年金収入のみの場合



年金収入		平成20年度の均等割	平成21年度の均等割
一人世帯	夫婦二人世帯※2)		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 12,942円
上記のうち被保険者全員が、年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 4,300円
—	192万5千円以下	5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

※2) 一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

②所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例) 年金収入180万円の場合

※軽減判定⇒180万円－120万円(公的年金等控除)－33万円(基礎控除)＝27万円<軽減に該当>

※所得割⇒27万円×9.63%×5割＝13,000円

■被用者保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます

長寿医療制度に加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。

⇒1年間の保険料4,300円

■問い合わせ先

・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 / ・役場本庁保健福祉課高齢者医療係 ☎ 0137-84-5111
 ・瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係 ☎ 0137-87-3311 / 大成総合支所町民福祉課高齢者医療係 ☎ 01398-4-5511